

平成28年9月

組合員各位

京都市職員共済組合

(担当：達本 222-3239)

## 平成28年10月からの健康保険の適用に係る制度改正について

平素は当組合の運営に御協力いただきありがとうございます。

さて、健康保険の適用について平成28年10月から、以下のとおり制度が改正されます。つきましては、内容を御確認のうえ、該当する方は必ずお手続きくださいますようお願いいたします。

### 1. 別居の兄弟が被扶養者の対象に加わります。

これまで、兄弟を被扶養者として認定できるのは、組合員と同居の場合に限られていましたが、平成28年10月からは、以下の認定要件をすべて満たしていれば、弟妹と同様に別居の場合でも認定できるようになります。

#### 【別居認定の要件】

- ① 認定対象者の収入が収入限度額内であり、かつ、当該収入額に2分の1を乗じて得た額が、組合員からの仕送り以下であること。
- ② 組合員からの仕送り額が、1人につき月額5万円以上であること。
- ③ 認定対象者が扶養能力を有する扶養義務者と同居していないこと。
- ④ 組合員からの認定対象者への仕送りは、1人につき毎月1回以上、金融機関等を経由して送金していること。

**◀10月1日から被扶養者として認定する場合は、10月31日までにお手続きください。▶**

#### 【別居認定に必要な書類】

- (1) 被扶養者申告書（家族調書）
- (2) 申立書
- (3) 認定対象者の世帯全員の住民票
- (4) 組合員との続柄を証する書類（戸籍謄本等）
- (5) 仕送りの事実が確認できる書類

※添付書類はすべて写しで結構です。場合によっては、上記以外の書類提出を求められることがあります。

#### 一時的な別居による例外

- ・学生…就学による一時的な別居であるため、送金証明の代わりに学生証の写し又は在学証明書を提出してください。
- ・単身赴任…業務上、一時的に別居を余儀なくされているため、送金証明の代わりに辞令の写しを提出してください。

## 2. 被扶養者の方がお勤め先で新たに健康保険の加入対象となる可能性があります。

平成28年10月から、社会保険の適用対象が拡大されることにより、現在組合員の被扶養者となっている方が、パートやアルバイトをされている場合についても、以下の要件をすべて満たせば、勤務先の健康保険に加入することになります。勤務先で新たに健康保険証の交付を受けた被扶養者の方がいる場合は、必ず共済組合に扶養削除の申請をしてください。

### 〈要件〉

- ① 従業員人数が501人以上の事業所
- ② 週の所定労働時間が20時間以上であること
- ③ 雇用期間が1年以上見込まれること
- ④ 賃金の月額が8.8万円以上であること
- ⑤ 学生でないこと（学生は対象外）

※要件の詳細については、勤務先の健康保険の担当者にお問合せください。

### 【扶養削除に必要な書類】

- (1) 被扶養者申告書（家族調書）
- (2) 新しい保険証の写し

※共済組合の保険証は御返却ください。

**共済組合の認定・削除に関する様式は、ホームページからダウンロード、または、庶務事務システムの「健保関係の届出登録」(市長部局のみ)から出力してください。**

\*\*\*\*\*

お問い合わせは、京都市職員共済組合保健担当まで（TEL 222-3239）

ホームページにも掲載します。（<http://www.city-kyoto-kyosai.jp/>）

\*\*\*\*\*